

## 電子申請時の手数料の電子納付再開に関するお知らせ

令和 6 年 11 月  
厚生労働省大臣官房総務課  
公文書監理・情報公開室

厚生労働本省に対する行政文書開示請求・保有個人情報開示請求の電子申請を行った場合の手数料は、令和 5 年 4 月より電子納付を一時停止しており、ご不便をお掛けしておりましたが、この度、電子申請における手数料の電子納付を**令和 6 年 11 月 18 日(月)**より再開いたします。

手数料の電子納付の方法は以下のとおりです。

### ◆開示請求手数料

- ・ 手数料の金額が確定次第、手数料の納付に関する通知が e-Gov アプリケーションを導入した際に登録したメールアドレス宛てに送信されますので、e-Gov マイページ上（申請案件一覧画面の該当手続）から納付情報を確認の上、電子納付を行ってください。

電子納付は、インターネットバンキング又は ATM を利用して電子納付を行うことが可能です。手続の詳細は下記リンク（e-Gov ホームページ）をご参照ください。

⇒ <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/payment/help/guide>

- ・ 手数料納付の通知後、納付期限までに納付が確認出来ない場合は、通知の再送信の他、電話及び郵送にてご連絡差し上げることとしておりますのでご了承ください。
- ・ なお、電子申請時の手数料の金額は、従来どおり、対象となる行政文書 1 件につき 200 円です。

### ◆開示実施手数料（行政文書開示請求のみ）

- ・ 上記開示請求手数料と同様に、手数料の金額が確定次第、手数料の納付に関するメールが e-Gov アプリケーションを導入した際に登録したメールアドレスに通知が送信されますので、e-Gov マイページ上（申請案件一覧画面の該当手続）から納付情報を確認の上、電子納付を行ってください。